

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 3年1月5日(火) 午後1時30分から午後2時7分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 (45名)

会 長 9番 小清水 千明
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
		10番	末光 亨
11番	清家 儀三郎	12番	竹葉 邦政
13番	谷本 宏明	14番	玉木 邦英
15番	土居 喜三郎	16番	冨永 文夫
17番	濱田 金治	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光		

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
		20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥	22番	和田 恵子

4. 欠席委員 (2名)

19番 森 松実 23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

5番 大島 博雅 6番 大塚 武司

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第6条の規定による報告について
 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
 報告第4号 認定電気通信事業の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対する回答について
 報告第5号 諸証明について
 報告第6号 農地転用確認交付申請書について
 報告第7号 農地法第5条許可（令和2年11・12月定例総会分）について（令和2年11月16日～令和2年12月15日までの事務局処理事案）
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について
 議案第4号 贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予に関する証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	農地係長	濱田 英樹
専門員	境本 博佳	主査	中川 弘徳
事務補助	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

課長補佐兼中山間対策係長 福島 康生

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いをいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員24名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、ただ今より令和3年1月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めまして、明けましておめでとうございます。静かなお正月でございまして、恙無

く新年をお迎えする事、お喜びを申し上げたいと思います。

年末はですね、雪にたまがされまして時化るという前評判が凄かった訳ですけれども、まあ風の方もあった訳ですけれども、それほど強くなくて一安心した訳でございますが、また7日から寒波が来るという事ですが、その準備の方をなるべくやっていただきたい、被害が少なければ良いかなと思っている所でございます。

思い起こしますと、昨年のお正月は非常に暖かくて穏やかなお正月でございました。蓋を開けますとコロナコロナで一年間が前代未聞と申しますか、かつて無いような状況になってまいりました。会社もリモートワークとかテレワークとか新しい働き方になってまいりまして、非常に困惑をしている所でございます。飲食業界におきましても非常に厳しい経営をされている状況でございまして失業者の方も7万人は超すと、特に若い方の失業率が上がっているという風な状況で、これから先早く経済が復旧してほしい訳でございますが、また緊急事態宣言を出そうかという風な状況になっておりまして予断を許さない状況になっております。早くワクチンができてですね、接種していただければと思っている訳でございますけれども、また変異種というのができてまいりまして、またこれがどういうものか分からないという状況の中でですね、この人類に対しても新たな試練であると思っております。

そういう中で一般企業も今アルバイト、副業が許可されるような時代になってまいりました。一つには少子高齢化という中で労働の人口が減少しているという所と、側面ではありますが、マイナンバー制度で確実に税金が取れるという状況になって国の方も進めている訳でございます。

農業の分野でも一昨年からミカン取りのアルバイトというのが始まりました。八幡浜は早くからやっていたのですが、私も議員の時に一般質問で早くやれ早くやれと言っていたのですが、やっと30年の豪雨災害を契機に一昨年からアルバイトが入ってまいりました。非常に助かっておりました。しかしながら、まあ八幡浜が多いのですが県外のアルバイトというのは、今年は非常に厳しくなっております。今かつて考えられなかったのですが、公務員の副業といいますか、アルバイトが許可されました。これは国の方が進めている訳でございますが、まあ商品券をもらってですね、それを賃金代わりにしてというのが許可された訳でございます。これから先もこれまで考えられなかった法で縛られていたものが自由化と言いますか、許可されるような事になっているという事になりますと、農業の方も色々な分野でまたプラスになる事もマイナスになる事も出てくると思っておりますが、皆さんそれに対応できるような農業経営をやっていただきたいという風に思っております。

この商品券ですけれども、農協の方も使えるようになったと和田課長も一生懸命、農業機械を買いたいのでこれを使えるようにしてほしいと農協の方に言われたようすけれども、まあ私もアルバイトを入れている関係で、その商品券で地下足袋や手袋を買えるようにしていただきたい。その割引を2000円の所を商品券3枚、1500円で買えるように農協の方もそういう努力をしていただいたら農家にも為になるのではないかなと思ったりもしております。

その中で皆さん農家でもそうだろうと思うのですが、今年は早生の方が少なくて、後、温暖化の影響で大玉、浮き皮、金銭的には極早生が一番銭が取れる、年末に行くほど安

くなったという状況でございました。これから先も温暖化等々に発展しまして、そういう時代が来るのかなという風に思っております。品種更新また優良農地を守っていくというこれからの私達の仕事も大事になっていく訳でございますが、先般、農業会議の審議委員会の中で5年目に当たります農業委員会の見直しというのが出てまいりました。プロジェクトチームの竹中平蔵さんが入って居る訳でございますが、農業というものが分からずに経済が優先という事で進んでいくのかなと。

そのうちの一つが企業の農地の所有可という事があります。これは市町村が農地を買い上げてそれを企業に売却するという事らしいのですが、企業が潰れた場合にはまた市町村が買い戻すという事らしいのですが、実際そういう事ができるのか、農地を農地のままで守っていけるのか非常に不安でございます。そこらも私達が声を上げて小さなものかもしれませんが、やっぱり一人一人が考えていただいて、本当にそれが良いのかという事をこれから厳しい目で見て行かないと農業がお金だけで左右されるような時代になってくる。儲ける時は良いのですが、儲けなくなると企業は引いていってそこが荒れていくと、町中でもそうですが大手スーパーが入って地元の商店街が潰れる。それで儲けがなくなると大手スーパーが撤退しまして地元にも何も残らないという状況が農業にも当てはまるんじゃないかと、非常に危惧をしている所でございます。

また皆様方のお力を借りながら一生懸命この宇和島市の農業を守ってまいりたいという風に思っておりますので、長くなりましたが皆様方の今年一年のまたご活躍をご祈念申し上げます。どうぞよろしくお願い致します。

欠席報告をお願いします。

《濱田係長》

本日は森委員、渡邊委員が所要のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に大島委員、大塚委員を指名いたします。

まず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《濱田係長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。

何かご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたしま

す。

事務局より説明をお願いいたします。

《濱田係長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《谷本委員》

130番についてご説明いたします。

この件については別段、問題ないと考えております。

《小清水委員》

番号131番、この案件については親子間の貸借でございますので問題もないと思います。

《清家委員》

132番ですが、本来なら私の管轄ではございません。ここにあります譲受人の〇〇〇さんがこの会の委員をしておりますので、私の方にやっていただきたいという事で、代わりに副申をした訳です。この事について△△△△さんは本会の委員をしている関係上、土地に対する有効利用というものを考えていると思いますので、この案件については私も現地確認をしておりますので問題もないと思います。

《 会 長 》

はい。只今担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして薬師寺委員、濱田委員の退席を求めます。

法律第31条に関しましては農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは配偶者に関する事項についてはその議事に参与する事ができないとありますので、この議案に関しましては薬師寺委員、濱田委員は議事に参与する事ができないため退席にな

ります。

退席をお願いいたします。

・・・・・・・・・・ 薬師寺委員、濱田委員退席 ・・・・・・・・・・

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

薬師寺委員、濱田委員の入室を求めます。

・・・・・・・・・・ 薬師寺委員、濱田委員着席 ・・・・・・・・・・

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《濱田係長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《黒田委員》

失礼します。議案2号、30番について説明いたします。譲渡人は生活の本拠をここにありますが管外に有し、長く続けて保管しておられました。そのお父さんがこの本件を提出されて6ページの白い所、一体利用地と書いてあります部分で住居を営んでおられました。その申請地、黒い部分はその住居と一体的に利用されておりました自家菜園、昔は畑であった場所でございます。譲渡人が生活の本拠がございませんので、ここで生活を営みたいという譲受人の〇〇〇〇氏の要請に応えての売買事案でございます。

そのこの現地におきましては、小清水会長始め事務局の方々と私とで現地確認の上、伝統的な水利権に支障のきたす事のないように、という事を譲渡人側も代理人にしっかり確認していただいております。以上でございますので問題ないと思います。

《竹葉委員》

失礼します。31番についてご説明申し上げます。先月25日に会長始め事務局の方々と現地確認してまいりました。この土地については3人地権者の方が居られまして、皆さん高齢で農業を続けて行くのが難しいという事であります。

土地につきましては東側が国道56号線に面しておりまして、後この周囲は南側がスーパー、後は住宅という事で、この土地の造成によって隣接している農地に影響するという事はほぼ考えにくい所かな、と思います。工事の際は排水については東側の水路に流すと、造成の際に盛土等行うようになりますが、くれぐれも土砂流出のないように十分に注意して行っていただけるようお願いをいたしました。問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

《井上委員》

失礼いたします。もう一度30番の写真を拝見したいと思うのですが、これは見た所砂利を敷いて農地としての体を成してないと思うのですが、始末書の提出が必要と思われますがいかがでしょうか。

《濱田係長》

はい。始末書は提出していただいております。

《井上委員》

はい。ありがとうございます。

《 会 長 》

他にご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《濱田係長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《竹葉委員》

失礼します。259番、260番について説明を申し上げます。

〇〇〇〇さんは2年前までJAの方に勤めておられました。退職されまして農業をするという事で、今回、薬師谷の土地を△△△△さんから畑を借りて野菜を作るという事であります。

260番についても同じであります。地権者の□□□□さん。これはご姉妹ではあるのですが、土地の名義が違いますので名前が変わりますが、薬師谷の畑を借りて農業をやるという事であります。ちょうど隣に私が管理する畑がありますので、日々仕事の風景を確認しておりますが、非常に熱心に農業に取り組んでおられますので問題ないと思います。

《平山委員》

261番、〇〇〇〇さんは昨年前まで農業委員をやっておられました。大変熱心に農業をやっておられます。引き続き△△△△さんの園地を借りて果樹をやりたいという居られます。問題ありません。

《氏原委員》

262番、263番について説明をいたします。

262番は更新でございます。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは熱心に農業を行っており問題ありません。

263番について説明いたします。新規でございます。利用権の設定をする△△△△さんは体が悪く、隣接地であります□□□□さんが耕作するようになりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業を行っており問題ありません。

《梶原委員》

失礼します。264番、265番、266番について説明いたします。

264番、利用権を設定する〇〇〇〇さんは近くで耕作をしている△△△△さんが貸して欲しいと申し込んだ所、快く了承されたという事です。

265番、利用権を設定する□□□□さんをご高齢のため、◇◇◇◇さんが耕作する事で話がまとまりました。設定を受ける〇〇〇〇さんは熱心に夫婦で農業に取り組んでお

り何ら問題ないと思います。

266番、更新であります。設定を受ける△△△△さんは真面目に農業に取り組んでおり、今までどおり耕作するという事で問題ないと思います。

《畠山委員》

267番について説明いたします。更新であります。設定を受けるのは〇〇〇〇で現地を確認いたしました。直接管理しており何の問題もありません。

268番について説明いたします。利用権設定をする△△△△さんは高齢のため耕作が難しいという事で、耕作者を探しておられた所、□□□□さんが耕作するという事で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられますので何ら問題ないと思います。

《瀧水委員》

269番についてご説明いたします。更新でございますので何ら問題ないと思います。

《富永委員》

270番、更新でありますので問題ないと思います。電話の方もありましたので確認いたしました。

271番、これは同じ私の部落の方なのですが、〇〇〇〇さんの土地を借りるという更新です。近くです。何ら問題ないと思います。

《黒田委員》

272番、〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが借りて更新でございます。今までも安定的に耕作をしておられますので何ら問題ないと思います。

273番、これも更新でございます。安定的に耕作をしておられますので何ら問題ないと思います。

274番、これも更新でございます。これも同じ集落で近所の方です。前2件ともでございますが同一集落ですので、水利事情にも通じておられ伝統的な慣行もよく守っておられますので、何ら問題ないと思います。

《土居和宏委員》

失礼します。275番、276番、277番について説明いたします。

275番、更新になっております。現地の方はきちんと耕作されており問題はないと思います。

276番、新規ですが利用権設定を受ける方、〇〇〇〇さんは大変農業に熱心であります。この方に色々な人がお願いしたいという事も聞いております。利用権設定する方につきましては、ご家庭の事情で農業を縮小したいという事で、△△△△さんをお願いしたそうです。現地は、ため池の上にあつて大変水の便が悪い所なのですが、にも拘らず耕作をするという事で、本当にお礼を言いながら話した所でございます。

277番、更新でございます。□□□□さんが利用権を設定しておりますが、きち

っと耕作をしておられ問題ないと思います。

《安並委員》

278番です。〇〇〇〇さんから△△△△さんへの更新でございます。問題ないと思います。

《今西委員》

279番について説明いたします。利用権を設定されている〇〇〇〇さんは、利用権設定の期間満了による終了です。89歳で高齢のため自作が困難で耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作されるという事になりました。□□□□さんは農業に大変熱心に取り組んでおられ、利用権設定されても問題ありません。

《赤松利彦委員》

280番、更新でございます。何ら問題ないと思います。

《赤松俊雄委員》

281番、〇〇〇〇さんが△△△△さんの畑を借りて熱心にミカン作りをしております。荒れた所を開墾して自分がユンボを使います。開墾をして規模拡大をめざすものでして別に問題ありません。

《谷本委員》

282番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは新規で△△△△さんの樹園地を借りて作るようになっております。年齢的に70歳ではありますけれども、息子さんも現在農業と一緒にされておられます。後継者がきちんと居られますので、何ら問題ないと思います。

《滝澤委員》

283番説明いたします。利用権設定する〇〇〇〇さんが高齢で耕作が困難になりましたので探していた所、△△△△さんは非常に熱心に農業をされている方で何ら問題ないと思います。

《藤岡委員》

失礼します。284番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんの自宅は隣同士であります。話はできていると思います。更新でありますので問題ないです。

《中村委員》

285番、286番について説明いたします。

285番の貸人の〇〇〇〇さんは昨年まで耕作をしていましたが、体調を崩し耕作が難しくなりました。

286番の△△△△さんはお父さんが亡くなり増穂地区に帰ってきました。会社勤めをしており耕作ができないとの事でした。◇◇◇◇は認定農業者として増穂地区で田んぼを借りて水稻栽培をされております。2件とも新規ですが〇〇〇〇の耕作している隣接地なので問題ないと思います。

《細川委員》

失礼いたします。287番と288番について説明いたします。

287番は更新でございますので別段問題ないと思います。

288番、〇〇〇〇さんの出里が津島町下畑地でございます。お父さんの代から頼まれて作っていた人が耕作できないという事で、△△△△さんが気持ち良く田んぼを作ってやるという事で話がまとまりました。□□□□さんは大型機械を持って耕作をしておりますので問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の説明が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

ご意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして薬師寺委員の退席を求めます。

.....

薬師寺委員退席

.....

採決をいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)を承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

薬師寺委員の入室を認めます。

.....

薬師寺委員着席

.....

続きまして議案第4号、贈与税・相続税・不動産取得税の納税猶予に関する証明について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《濱田係長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして佐々木委員、平山委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 佐々木委員、平山委員退席 ・・・・・・・・

採決をいたします。

議案第4号、贈与税・相続税の納税猶予に関する証明について、が出ております。

承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

佐々木委員、平山委員の入室を求めます。

・・・・・・・・ 佐々木委員、平山委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和3年1月定例総会の議案を終了いたします。